

令和5年2月2日

疑義回答書

下記建設工事の入札に係る積算等の疑義申立てについて、回答いたします。

工事番号・工事名	西下第 123 号新潟西第 13 処理分区枝線 130～135 下水道工事
疑義内容（市の積算等に誤りがあると思われる具体的な項目）	
<p>推進工（低耐荷力圧入二工程）は積算基準下水道となっておりますが誘導管推進工機械器具損料（1）低耐荷力圧入二工程に検測機が入っております。積算基準下水道の構成上検測機が入るのはおかしいと思われます。</p> <p>スピーダー協会圧入式タイプⅢ-1（SR-18S）の積算基準では誘導管推進工の日進量は 16.0m 硬質塩化ビニル管推進工の日進量は 10.0m となっております。日進量のご確認を宜しくお願い致します。</p>	
回 答	
<p>誘導管推進工機械器具損料（1）低耐荷力圧入二工程については、『積算基準 [4 下水道]』に基づいて積算しており、検測機は「推進機等損料」の中を含むものと考え計上しています。</p> <p>また日進量については、『積算基準 [4 下水道]』に基づいて積算しております。</p>	